別表第2に次のように加える。

第7部　追用　補（4）薬		
品名	規格単位	
（し）		
㊟　10％アプレゾリン散「チバ」	10％1g	
別表第4に次のように加える。		
第3部　追用　補（2）薬		
品名	規格単位	
（あ）		
アカルボースOD錠50mg「タイヨー」	50mg1錠	
アカルボースOD錠100mg「タイヨー」	100mg1錠	
アカルボース錠50mg「タイヨー」	50mg1錠	
アカルボース錠100mg「タイヨー」	100mg1錠	
㊟　アノレキシノン錠5	5mg1錠	
㊟　アリスメット錠50mg	50mg1錠	
（ふ）		
㊟　フルトリア錠1mg	1mg1錠	
㊟　フルトリア錠2mg	2mg1錠	
（へ）		
ペロリック錠5mg	5mg1錠	
注射薬		
品名	規格単位	
（え）		
エルタシン注10mg	10mg1管	
エルタシン注40mg	40mg1管	
エルタシン注60mg	60mg1管	
外用薬		
品名	規格単位	
（え）		
エルタシン軟膏0.1％	1mg1g	

官庁報告

官庁事項

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十八年十一月十六日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「日本海・九州西海域」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する日本海・九州西海域

⑵　「沿岸くろまぐろ漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ　法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ　法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ　法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ　法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業

ヘ　法第六十六条第二項に規定する漁業

ト　別表1の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2　操業の禁止

平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3　操業の承認

⑴　この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十八年十一月十五日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第四十一号3の⑴の規定による委員会の承認を受けて（同指示3の⑵の規定により承認を受けたものとみなされる場合を含む。）沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）は、平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成二十八年十二月十五日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。